

平成29年度版

労災保険率表 (平成27年4月1日改定)

事業の種類	業 号	事 業 の 種 別	労災保険率
林 業	11	林業	60/1000
	12	海産物漁業又は海面魚類養殖業を除く。	19/1000
	21	定額養魚業又は海面魚類養殖業	38/1000
鉱 業	23	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	88/1000
	24	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20/1000
	25	原油又は天然ガス鉱業	3/1000
	26	採石業	52/1000
	27	その他の鉱業	26/1000
	28	水力発電施設、すい道等施設事業	79/1000
	29	道路新設事業	11/1000
	30	舗装工事業	9/1000
	31	鉄道又は軌道新設事業	9.5/1000
	32	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	11/1000
建 設 事 業	33	既設建築物設備工事業	15/1000
	34	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5/1000
	35	その他の建設事業	17/1000
	36	衣料品製造業	6/1000
	37	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5/1000
	38	木材又は木製品製造業	14/1000
	39	パルプ又は紙製品製造業	7/1000
	40	印刷又は製本業	3.5/1000
	41	化学工業	4.5/1000
	42	ガラス又はセメント製造業	5.5/1000
製 造 業	43	コンクリート製造業	13/1000
	44	陶磁器製品製造業	19/1000
	45	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000
	46	金属精錬業(非鉄金属製錬業を除く。)	7/1000
	47	非鉄金属製錬業	6.5/1000
	48	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5/1000
	49	鋳物業	18/1000
	50	金属製品製造業又は金属加工業(洋兵器、刃物、手工工具又は一般金物製造業及びのりつき業を除く。)	10/1000
	51	洋兵器、刃物、手工工具又は一般金物製造業(のりつき業を除く。)	6.5/1000
	52	めっき業	7/1000
運 輸 業	53	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業を除く。)	5.5/1000
	54	電気機械器具製造業	3/1000
	55	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4/1000
	56	船舶製造又は修理業	22/1000
	57	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5/1000
	58	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1000
	59	その他の製造業	6.5/1000
	60	交通運輸事業	4.5/1000
	61	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業を除く。)	9/1000
	62	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9/1000
電 気、ガ 斯、水 道 又 は 熱 供 給 業	63	港湾荷役業	13/1000
	64	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1000
	65	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1000
	66	漁船、火船又はとびの事業	12/1000
	67	ビルメンテナンス業	5.5/1000
	68	倉庫業、警備業、消通又は警備隊の事業又はコフ場の事業	7/1000
	69	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1000
	70	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5/1000
	71	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1000
	72	その他の各種事業	3/1000
90	船舶所有者の事業	49/1000	

労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表 (例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本給・固定給等基本賃金 ○ 超過勤務手当・深夜手当・休日手当等 ○ 扶養手当・子供手当・家族手当等 ○ 宿、日直手当 ○ 役職手当・管理職手当等 ○ 地域手当 ○ 住宅手当 ○ 教育手当 ○ 単身赴任手当 ○ 技能手当 ○ 特殊作業手当 ○ 奨励手当 ○ 物価手当 ○ 調整手当 ○ 賞 与 ○ 通勤手当 ○ 定期券・回数券等 ○ 休業手当 (労働基準法第26条の規定に基づくもの) ○ 雇用保険料その他社会保険料 (労働者の負担分を事業主が負担する場合) ○ 住居の利益 (社宅等の貸与を対し均衡上住宅手当を支給する場合) ○ いわゆる前払い退職金 (労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業補償費 (業務災害、通勤災害に係るもの) ○ 結婚祝金 ○ 死亡弔慰金 ○ 災害見舞金 ○ 増資記念品代 ○ 私傷病見舞金 ○ 解雇予告手当 (労働基準法第20条の規定に基づくもの) ○ 年功慰労金 ○ 出張旅費・宿泊費等 (実費弁償的なもの) ○ 制服 ○ 会社が全額負担する生命保険の掛金 ○ 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等 (労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等) ○ 創立記念等の祝金 (恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く) ○ チップ (奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く) ○ 住居の利益 (一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均等給与が支給されない場合) ○ 退職金 (退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの)

雇用保険率表

事業の種類	平成28年度 (確定保険料の計算に使用)		平成29年度 (概算保険料の計算に使用) ※1	
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率
一般の事業	4/1000	7/1000	3/1000	6/1000
農林水産 ※2 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	4/1000	7/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	4/1000	8/1000

※1 平成29年度の雇用保険率については、関係法律の改正法案が国会で成立すれば、上記のとおり改正される予定です。

※2 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

平成29年度の労働保険料等の申告・納付は7月10日までに

労働保険（労働保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算されることとなり、その額はすべて労働者（雇用保険については、被保険者に該当しない者は除かれず）に支払われる賃金の総額に、その事業に定められた保険料率を乗じて算定されます。

労働保険の保険料は、あらかじめ概算で申告・納付し、翌年度確定精算することになります。

したがって、事業主の皆様には、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料等を併せて申告・納付していただくこととなります。

これを「年度更新」といい、平成29年度につきましては6月1日から7月10日までの間に手続を行っていただきます。

保険料等の申告・納付を期日までに行わないと追徴金を徴収される場合があります。

なお、保険料等の申告・納付に当たっては、次の事項に留意していただきます。

保険料等算定に当たっての留意事項

労働者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

また、法人の取締役などの地位にある者は、原則として労働者とはなりません。①労働保険については、業務執行権のない者で業務執行権のある取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し賃金を得ている者、②雇用保険については、取締役であっても同時に部長、支店長など、従業員としての身分を有している者で報酬などの面からみて労働者の性格の強い者が一般的に労働者となります。

なお、労働者であっても、次に掲げる者については、雇用保険の被保険者に除外されます。

① 日雇労働被保険者とならない日雇労働者
② 4ヵ月以内の期間を予定して行われる季節的業務に雇用される者

③ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等により支給を受ける諸給与の内容が雇用保険の失業給付の内容を超える者

賃金総額

賃金とは、賃金、給与、賞与など名称のいかんを問わず労働の対価として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものです。

労働保険料等の算定基礎となる賃金の具体的事例については、裏面「労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）」を参照してください。

なお、建設の事業、立木の伐採の事業など一部の事業については、労働保険に限り賃金総額の特例が認められています。

保険料率

労働保険率（平成27年4月1日改定）

労働保険率は、事業の種類ごとに、業務災害及び通勤災害に除る災害率に、54の区分に分類された労働保険率表等により定められています。保険料の申告・納付に当たっては、事業内容などから現在適用されている労働保険率が適正であるか否かに留意していただく必要があります。

また、一定規模以上の事業については、個々の事業ごととの取支率（保険料額（通勤災害等）に係る保険料額を除く。）に対する業務災害に係る保険給付額と特別支給金額の合計額（割合）に応じて労働保険率を上げ下げする、いわゆるメリット制があります。

なお、労働保険における一人親方等及び海外派遣者については、第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率が定められています。

雇用保険率

雇用保険率は、事業の内容によって、一般の事業のほか、次の種類の事業ごとに定められています。

- ① 農林水産の事業
土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業は除く。）
動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。）
- ② 清酒製造の事業
- ③ 建設の事業
土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

一般拠出金

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

「一般拠出金」の納付は労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

※「一般拠出金」には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続となります。延納（分割納付）はできません。

※「一般拠出金」の納付は一律1000分の0.02です。
※メリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

高齢労働者に係る保険料免除

64歳以上の高齢労働者（年度の初日（4月1日）において満64歳以上である者）のうち、短期雇用特例被保険者及び日雇労働者

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所にお尋ねください。

働被保険者を除く一般被保険者については、雇用保険に係る保険料が免除されます。

したがって、これらの高齢労働者に支払われた賃金は、雇用保険の保険料算定基礎となる賃金から除外されます。

なお、労働保険に係る保険料及び一般拠出金については免除されませんのでご注意ください。

※平成28年度確定保険料については昭和27年4月1日以前に生まれた者
平成29年度概算保険料については昭和28年4月1日以前に生まれた者
船舶所有者の事業については、同封の申告書の書き方をご確認ください。

雇用保険の被保険者負担額

雇用保険の被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の方の賃金総額に被保険者負担率（具体的な率は裏面でご確認ください。）を乗じて算定します。

※上記により計算した被保険者負担分に1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

- ①被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ②被保険者負担分の被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。
- ③ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

保険料の延納（分割納付）

保険料の納期限は、原則として7月10日ですが、概算保険料の額が40万円（労働保険又は雇用保険のいずれかのみ）の保険関係が成立している事業については20万円）以上で延納（分割納付）を申請した場合には、3期に分けて納付することができます。

- 1期（4月1日から7月31日までの分）については
納期限は7月10日
- 2期（8月1日から11月30日までの分）については
納期限は10月31日
- 3期（12月1日から3月31日までの分）については
納期限は翌年1月31日

なお、労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している継続事業（一括有期事業を含む。）については、2期の納期限は11月14日、3期の納期限は2月14日となっています。

口座振替納付

口座振替の手続をしている継続事業（一括有期事業を含む。）については、次の振替日に口座振替を行います。

- 全期・1期 9月6日
- 2期 11月14日
- 3期 2月14日

※年度更新手続き期間内に保険料等の申告がないと、全期・1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんので、留意してください。

※申告・納付期日である平成29年7月10日（月）は、労働局・監督署・金融機関・郵便局窓口において大変混雑することや予想されますのでお早めに。